

共有物の分割請求 宅建 H09-02-4 《#559》

【問】 正誤をつけよ。

A及びBは共有名義で宅地を購入し、共有持分の割合を、Aが3分の1、Bが3分の2と定めたが、持分割合以外には特約をしなかった。Bだけでなく、Aもその宅地の分割請求ができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 共有物の分割請求 【宅建 ★基本頻出】

- 1 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。
- 2 前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から5年を超えることができない。（民法 256 条）